## 市道の供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、下記の路線を供用開始する。 その関係図面は、公示の日から2週間大府市役所建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和 7年10月 6日

## 大府市長 岡村 秀人

整理番号	路線番号	路線名	起 点	供用開始の年月日
			終点	
1	4385	4385号級	大府市梶田町二丁目89番14地先	令和 7年10月 6日
			大府市梶田町二丁目89番19地先	
2	4386	4386号線	大府市東新町五丁目105番1地先	令和 7年10月 6日
			大府市東新町五丁目182番6地先	

## 路線認定位置図1



1:3,000

:終点

## 路線認定位置図2



1:3,000

○ :起点△ :終点